

業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度盛岡市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務

2 業務の目的

盛岡市（以下「発注者」という）では、被保険者の健康の保持増進及び疾病の予防・医療費の適正化を図るため策定しているデータヘルス計画において、計画最終年度（令和11年度）の特定健康診査受診率の目標を、国の基準である60%と定めている。しかし、直近の令和4年度の受診率（法定報告値）については44.7%と、目標値とは乖離している。そこで、過去の受診歴や健診データ等を活用し、効果的かつ効率的な勧奨を実施することにより、特定健康診査受診率及び特定保健指導利用率を向上させることを目的として本業務を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 発注者が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 発注者は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙1「発注者が受注者に提供するデータ等」）を受注者に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、発注者から受注者へLGWANを通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、個人情報セキュリティサービスによる輸送手段の利用により発注者受注者間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)ともに運用ができない場合は、発注者受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

5 受注者が行う業務

- (1) 特定健康診査受診勧奨に係るデータ分析業務

受注者は前項により発注者が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

発注者から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 勧奨対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者の特性に合わせて分類を行う等して、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ 分析データの作成・集計

分析データを受診歴、健診データ、国保加入歴等の指標から、発注者が別途指定する項目について集計・分析を行う。

エ 分析データ・報告書の納品

作成した分析データ及び分析結果を記載した報告書を作成し、電子媒体等により発注者に納品する。

(2) 特定健康診査受診勧奨業務

受注者は(1)に定めるデータ分析の結果を元に、次のとおり受診勧奨を実施する。

ア 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、発注者が合意した者

イ 通知物の内容

- (ア) 行動科学等の知見をもとに対象者の特性に応じ内容を変えるなど、効果的な通知内容とすること。
- (イ) 対象者には入院中の者や定期的に通院し特定健診と同等の検査を受けている者も多いため、受け取った者が不快に感じる事のない通知内容とすること。
- (ウ) 通知物の種類は5種類以上とすること。

ウ 通知方法等

通知方法については、はがき等による方法のほか、対象者の特性を踏まえ、発注者と協議の上、決定すること。

(ア) はがき等

- a 圧着形式のはがきまたはリーフレット、単版はがき形式等での通知物の印刷作成業務を行う。
- b 通知の印刷・送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置を行うこと。
- c 各区分の対象者リストを作成し、発注者に提出すること。

(イ) その他勧奨方法

受注者は、前項「(ア) はがき等」の勧奨方法のほか、他自治体等の先進事例等を調査し、発注者の状況にあった効果的かつ効率的な勧奨方法等について、契約額の範囲内で発注者に提案し、承諾を得たうえで実施する。

エ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては発注者の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報などは、発注者が提供する情報に全て反映されているものとする。

オ 通知物の校正

対象者への通知内容について、事前に発注者の了解を得ること。また、作成前に校正の確認を行い、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は3回程度とする。

カ 勧奨対象者の最終決定

発注者から提供される健診既受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報提供の期限は、別途協議の上決定する。

キ 通知物の送付方法等

通知の送付については、送付先の誤り等が無いよう個人情報について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法で実施する。

ク サンプル納品

通知物発送後速やかに、発注者に対し各 10 部のサンプルを納品する。

(3) 特定保健指導勸奨業務

受注者は次のとおり受診勸奨を実施する。

ア 対象者

発注者が指定した者

イ 通知物の内容

- (ア) 利用券発送時の通知内容をふまえ、行動科学等の知見をもとに対象者の特性に応じ内容を変えるなど、より効果的な通知内容とすること。
- (イ) 対象者には自ら健康管理を行っている者も多いため、受け取った者が不快に感じるもののない通知内容とすること。
- (ウ) 通知物の種類は、保健指導レベル（動機付け支援または積極的支援）等により分類した 2 種類以上とすること。

ウ 通知方法等

通知方法については、はがき等による方法のほか、対象者の特性を踏まえ、発注者と協議の上、決定すること。

(ア) はがき等

- a 圧着形式のはがきまたはリーフレット、単版はがき形式等での通知物の印刷作成業務を行う。
- b 通知の印刷・送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置を行うこと。
- c 各区分の対象者リストを作成し、発注者に提出すること。

(イ) その他勸奨方法

受注者は、前項「(ア) はがき等」の勸奨方法のほか、他自治体等の先進事例等を調査し、発注者の状況にあった効果的かつ効率的な勸奨方法等について、契約額の範囲内で発注者に提案し、承諾を得たうえで実施する。

エ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては発注者の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報などは、発注者が提供する情報に全て反映されているものとする。

オ 通知物の校正

対象者への通知内容について、事前に発注者の了解を得ること。また、作成前に校正の確認を行い、発注者の要望による修正を実施するが、その回数は 3 回程度とする。

カ 勸奨対象者の最終決定

発注者から提供される既申込者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勸奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報提供の期限は、別途協議の上決定する。

キ 通知物の送付方法等

通知の送付については、送付先の誤り等が無いよう個人情報について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法で実施する。

ク サンプル納品

通知物発送後速やかに、発注者に対し各 10 部のサンプルを納品する。

(4) 報告及びその他業務

ア 期中報告業務

(1)に定めるデータ分析の結果について、発注者に対し報告する。

イ 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データ等に基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を発注者に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、発注者から受注者へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

ウ その他必要とされる業務

事業の実施にあたって、他自治体等の先進事例等を調査し、発注者に報告し、発注者の状況にあった効果的かつ効率的な勧奨方法等について、提案及び協議する。また、提案した勧奨方法の実践について発注者に協力する

なお、本契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

6 発注者・受注者が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、発注者・受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、事業完了後の一括支払いとする。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了届を提出し、検査等又は再検査等に合格した旨の通知を受けたのちに代金の支払いを請求する。
- (3) 発注者が新型コロナウイルス感染症感染拡大等のやむを得ない理由により事業を中止した場合は、別紙2の基準に基づき発注者と受注者の協議の上、契約金額の変更を行うものとする。
- (4) 発注者は受注者が提出する請求書を審査し、適正と認めたときはその受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

8 情報の保護

- (1) 発注者・受注者の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）。
- (2) 受注者は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。

- (3) 委託業務完了後、受注者は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを発注者に引き渡すものとする。但し、受注者は当該データから個人情報を削除し、個人が識別できないよう加工した分析結果及び統計情報を受注者の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）することができるものとする。

9 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、JIS Q 15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001（JISQ27001）の認証プライバシーマークの付与認定を受けていなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (3) 受注者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を順守するとともに、別紙「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」を順守する。

10 その他の特記事項

- (1) 受注者は自治体での受診勧奨業務について、十分な委託実績（複数自治体又は機関との契約）を有する業者であること。
- (2) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- (3) 発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (4) 通知物が宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (5) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、本契約の期間中、発注者受注者協議のうえ、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。
- (6) 受注者は、書面（電子メールを含む。）により事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務のために合理的に必要な範囲内で、委託業務の一部を第三者に対し再委託できるものとする。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務（個人情報の取扱いがある業務は除く。）の再委託に当たっては、発注者の承諾を要しない。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者が協議して決める。